

賃貸住宅の賃貸借に関する紛争を取り扱うADR機関一覧

名称	取扱業務	住所	電話番号
札幌弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	札幌市中央区北一条10丁目1	011-251-7730
札幌弁護士会ADRセンター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	札幌市中央区大通西13丁目4番地	011-272-0090
行政書士会北海道ADRセンター*	敷金返還等に関する紛争	札幌市中央区北一条10丁目1番6号北海道行政書士会館	011-221-1271
行政書士会ADRセンター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	札幌市東区三番町2丁目9番8号	011-223-1095
青森県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	青森市最勝3丁目5番16号	017-776-8398
岩手県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	盛岡市大湫1丁目2番1号アール階	019-651-5095
宮城県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	仙台市青葉区東日町8番1号	022-263-6755
行政書士ADRセンター*宮城*	敷金返還等に関する紛争	仙台市青葉区国分町3丁目5番5号	022-797-9701
仙台弁護士会紛争解決支援センター*	民事に関する紛争(全般)	仙台市青葉区一番町2丁目9番8号	022-223-1095
秋田県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	秋田山王6丁目1番4号	018-824-0187
山形県司法書士会示談あっせんセンター*	民事に関する紛争(全般)	山形市七日町2丁目7番10号NANABARANS別荘	023-635-3648
山形県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	山形市小川山1丁目1番16番20号	023-623-7054
福島県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	福島市山下町4番24号	024-534-2334
福島県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	福島市新町6番20号	024-534-7502
茨城県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	水戸市五軒町1丁目3番16号	029-225-0111
栃木県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	宇都宮市保保町1番6号	028-689-9000
栃木県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	宇都宮市幸町1番4号	028-614-1122
群馬県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	前橋市大手町3丁目6番6号	027-234-9321
埼玉司法書士会示談あっせんセンター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	さいたま市浦和区高砂3丁目16番59号	048-862-6600
埼玉県司法書士会調停センター*	敷金返還等に関する紛争	さいたま市浦和区高砂4-2浦和和研(バーカブス)1階	048-710-5666
千葉県司法書士ADRセンター*埼玉*	敷金返還等に関する紛争	さいたま市浦和区仲町3丁目11番1号	048-833-1122
千葉県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	千葉市美浜区幸町2丁目2番7号	043-246-2666
東京都司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館6階	03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター*	民事に関する紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館11階	03-3395-8588
第二東京弁護士会仲裁センター*	民事に関する紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館9階	03-3581-2249
東京司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(全般)	新富区四谷本町4番37号	03-3353-8844
行政書士ADRセンター*東京*	敷金返還等に関する紛争	目黒区青葉台3丁目1番6号行政書士会館	03-5489-7441
ILCセンター*	民事に関する紛争(全般)	文京区本郷1丁目13番7号ハイヴ402号室	03-6277-8384
独立行政法人 国民生活センター紛争解決委員会	重要消費者紛争(消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要であるもの)	港区高輪3丁目13番27号	03-5475-1919
神奈川県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	横浜市中区日本文芸ビル2階	045-641-1372
行政書士ADRセンター*神奈川*	敷金返還等に関する紛争	横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル7階	045-577-6322
新潟県司法書士会示談あっせんセンター*	民事に関する紛争(全般)	新潟市中央区学校町通一番町1番地	025-222-5533
新潟県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	新潟市中央区西口1丁目11番4015	025-244-5121
行政書士ADRセンター*新潟*	敷金返還等に関する紛争	新潟市中央区西口3丁目4番地8	025-248-1038
富山県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	富山市長柄町3丁目4-1	076-421-4811
富山県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	富山市神通本町1丁目3番16号エス・ボウル神通3階	076-431-9332
金沢司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	金沢市弘の町7番36号	076-221-0242
山梨県司法書士会民事紛争処理センター*	民事に関する紛争(全般)	甲府市中央1丁目8番7号	055-235-7202
山梨県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	甲府市北口1丁目6番7号	055-253-6900
長野県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	長野市善光寺42番地	026-232-2194
長野県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	長野市大字南長野野薬科399番地1	026-232-7492
長野県司法書士会紛争解決センター*	敷金返還等に関する紛争	長野市南横町1009-3	026-224-1300
岐阜県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	岐阜市金竜町5丁目10番地1	058-246-1568
岐阜県司法書士会示談あっせんセンター*	民事に関する紛争(全般)	岐阜市織田町2番地	058-265-0070

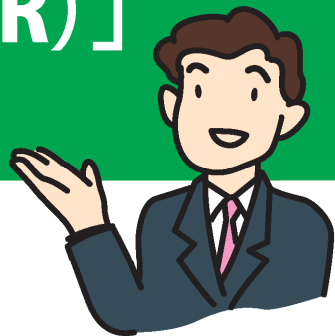
令和3年6月末現在

名称	取扱業務	住所	電話番号
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター	民事に関する紛争(全般)	静岡市葵区追分町10-80	054-252-0008
静岡支部	民事に関する紛争(全般)	浜松市中区中央1丁目9-1	053-455-3009
浜松支部	民事に関する紛争(全般)	沼津市御幸町24-6	055-931-1848
静岡県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	静岡市駿河区船川1丁目12番1号	054-282-8741
愛知県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	名古屋市中区三の丸1丁目12番地1	052-203-1777
愛知県弁護士ADRセンター*	敷金返還等に関する紛争	岡崎市明大寺町字遠藤ヶ入34番地10	0564-54-9449
愛知県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	名古屋市熱田区新富町1丁目12番3号	052-683-6683
行政書士ADRセンター*愛知*	敷金返還等に関する紛争	名古屋市東区葵1丁目15番20号	052-908-3021
行政書士ADRセンター*三重*	敷金返還等に関する紛争	津市広明町328番地	059-253-3760
滋賀県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	大津市梅林1丁目17番3号	077-522-1013
滋賀県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	大津市末広町7番5号	077-525-1093
京都府司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	京都市中京区富小路通丸太町下ル樹屋町1番地	075-231-2728
京都府司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(全般)、ただし、登記手続を関連の家事事件以外の家事事件を除く	京都市中京区柳馬場通奥山1ル5丁目22番地1	075-251-8741
公益社団法人民間総合調停センター*	民事に関する紛争(全般)	大阪市中央区大湫1丁目12番5号	06-6364-7644
行政書士ADRセンター*大阪*	敷金返還等に関する紛争	大阪市中央区南新町1丁目3番7号	06-6943-7511
兵庫県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	神戸市中央区港通1丁目17番3号	078-341-1717
兵庫県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	神戸市中央区横町7丁目3番3号	078-341-6554
行政書士ADRセンター*兵庫*	敷金返還等に関する紛争	神戸市中央区南川崎町1丁目1番3号神戸クリスタタワー13階	078-371-8823
奈良県司法書士会仲裁センター	民事に関する紛争(全般)	奈良市中筋町22-1	0742-22-2035
和歌山県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	和歌山市四宮丁5番地	0742-22-4580
鳥取県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	鳥取市西町1丁目31番1号	0857-24-7013
岡山県司法書士会岡山仲裁センター	民事に関する紛争(全般)	岡山市北区南方1丁目8番29号	086-223-4401
広島県司法書士会仲裁センター	民事に関する紛争(全般)	広島市中区八丁堀2-73	082-228-0230
広島県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	広島市中区八丁堀6番69号	082-221-5345
山口県司法書士会仲裁センター	民事に関する紛争(全般)	山口市黄島町2-15	083-922-0087
山口県司法書士会調停センター*	敷金返還等に関する紛争	山口市駅通2丁目9番15号	083-924-5220
行政書士ADRセンター*やまぐち*	敷金返還等に関する紛争	山口市大字大天町2番2号	083-976-5835
香川県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	高松市西内町10番17号	087-821-5701
行政書士ADRセンター*香川*	敷金返還等に関する紛争	高松市林田2217番地15	087-867-3722
愛媛県司法書士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	松山市三番町4丁目8番地8	089-941-6279
福岡県弁護士会*	民事に関する紛争(全般)	福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号南天神ビル2階	092-741-3208
福岡県司法書士ADRセンター(天神弁護士センター)	民事に関する紛争(全般)	北九州市小倉北区金田1丁目4番2号	093-561-0360
北九州法律相談センター	民事に関する紛争(全般)	久留米市橋山町11-5	0942-30-0144
久留米法律相談センター	民事に関する紛争(全般)	福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号	092-741-0530
福岡県司法書士会ADRセンター*	民事に関する紛争(全般)	佐賀市川原町2番36号	0952-29-0626
佐賀県司法書士会紛争解決センター*	敷金返還等に関する紛争	熊本市中央区京町1丁目13番11号	096-325-0913
熊本県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	熊本市中央区本江4丁目3番10号	096-364-2889
大分県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(全般)	大分市城崎町2丁目3番20号	097-532-7579
宮崎県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	宮崎市旭1丁目6番39-1号	0985-28-8538
鹿児島県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	鹿児島市唐園町1番3号	099-226-3765
鹿児島県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	鹿児島市輪法新町1番3号	099-256-0335
沖縄県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	那覇市松原2丁目2番26-6号	098-865-3737

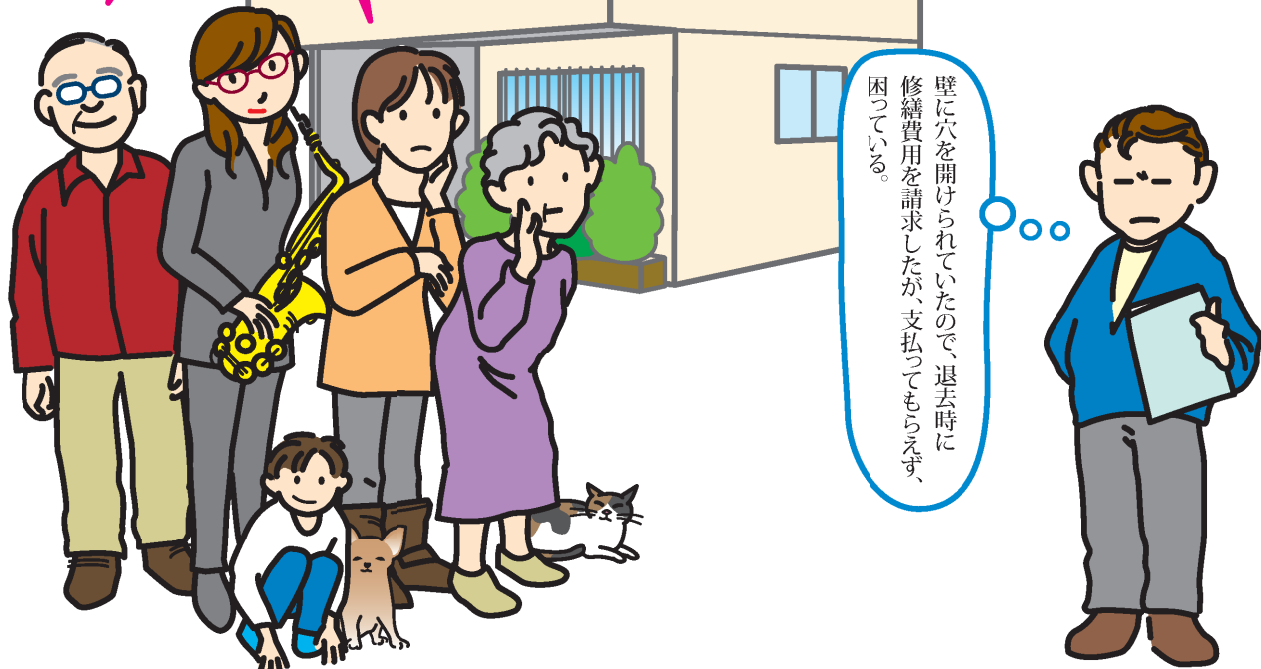
*: 法務大臣の認証を受けたADR機関(法務省HP、日本弁護士連合会HP、国民生活センターHPより)

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル
でお困りの借主や貸主のみなさまへ

民間賃貸住宅分野の「裁判外紛争解決手続(ADR)」をご利用ください



退去時に敷金の返還を申し入れたが、「原状回復に同額を要する」と言われ、敷金が返還されず、納得いかない!!



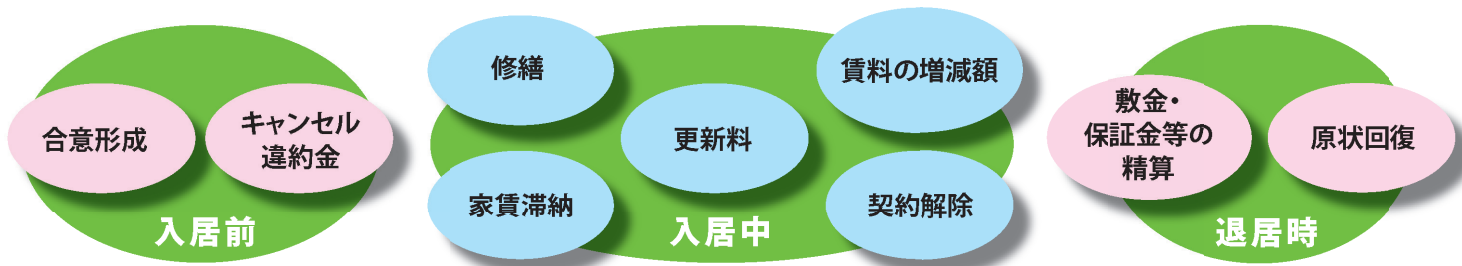
壁に穴を開けられていたので、退去時に修繕費用を請求したが、支払ってもらえず、困っている。

本パンフレットは、民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブルを抱えている借主、貸主のみなさまに裁判以外に紛争を解決する方法として、民間賃貸住宅分野の裁判外紛争解決手続(ADR)を紹介するものです。

国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)

民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争

民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争としては、主に次のようなものがあげられます。



ADRによる紛争の解決策

トラブルは解決したいが、裁判までするには大げさな感じがする。
また、裁判になれば時間や費用もかかってしまいそうなので、そこまでは踏み切れない。



このような場合に、裁判以外の方法でさまざまな民事上のトラブルを解決する方法があります。これが、『**裁判外紛争解決手続 (=ADR*)**』と呼ばれるものです。ADRが訴訟(裁判)と異なる点は、ADRの場合、紛争の解決に必ず当事者同士の合意が必要であるということです。合意の種類には、『**調停・あっせん**』と『**仲裁**』があります。

*ADR:「Alternative Dispute Resolution」(「裁判に代替する紛争解決手続」)の略称であり、我が国でも、頭文字をとって「ADR(エー・ディー・アール)」と呼ばれています。

調停・あっせん

調停・あっせんは、当事者間の自主的な紛争解決のために、調停人、あっせん人が中立的な第三者として仲介し、トラブルの解決についての合意ができるように、話し合いや交渉を進め、利害を調整したりする手続です。ちなみに「調停」と「あっせん」はほぼ同じ意味で使われています。

仲裁

仲裁は、当事者同士が紛争について第三者である仲裁人の判断に委ね、その判断に拘束されることを合意した上で(仲裁合意)進められる手続です。
仲裁による判断は、裁判の判決と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。

相談

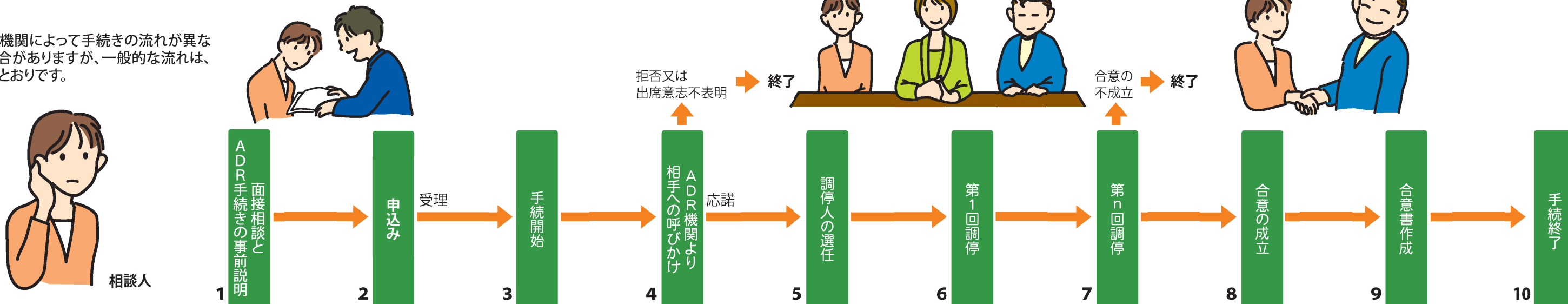
よりよい解決方法のアドバイスをADR機関等の専門知識を有する機関が行っている場合があります。まず相談してみましょう。



注)「仲裁」「相談」については、全てのADR機関で実施しているものではありませんので、実施については各機関にお問い合わせください。

調停・あっせんの手続の流れ

ADR機関によって手続の流れが異なる場合がありますが、一般的な流れは、次のとおりです。



ADRの特徴

専門家のサポートが受けられます



トラブルの内容に応じて、専門的な知識・経験を持つ弁護士、司法書士、行政書士などが解決のサポートをします。



プライバシーが守られます

ADRでは、解決までの過程及び結論は原則として公開されません。



双方が納得できる解決をサポートしてもらえます

中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聴いた上で、お互いに納得できる解決策をいっしょに考え、お互いの合意が得られる妥協点を探ります。このため、裁判のように法律を適用し紛争を解決するというよりも、当事者同士の対話を大切に、紛争の実情に即した解決が期待できます。



利用にあたっては事前に説明が受けられます

法務大臣により認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行うADR機関*は、利用者に対し、事前に手続きの内容、進め方、費用等について、説明することが法律で義務付けられています。
ADR機関を利用するか否かは、この説明を聞いた上で、判断することができます。



裁判に比較し短期間の交渉で解決できます

裁判と異なり、当事者の合意によって、柔軟かつスピーディーに進めることが可能であり、その分、紛争解決に要する期間が短く、費用も抑えることができます。



*ADR機関の中でも、法務大臣によりその業務について認証を受けた機関が行う場合には、時効中断効が認められている、調停前置の原則を例外とできるなど、ADR手続の利用促進が図られています。